

小川富也税理士事務所だより

編集発行人
税理士・行政書士
小川 富也
〒796-0068
八幡浜市浜之町180番地
TEL 0894-24-3355
FAX 0894-24-2882



軽減税率 Q & A 国税庁が事例集

国税庁は、10月の消費増税と同時に初めて導入される軽減税率について、どのような場合に適用されるかを示す「Q & A (問答集)」を改訂し、公表した。

軽減税率は、家計の負担を抑えるため、生活必需品などの消費税率を8%に据え置くものだが、同じ商品でも食べ場所によって税率が変わるなど、線引きがわかりにくいという声が上がっていた

め、対応に迷いがちな事例を挙げた。

事例集は、ファストフード店のハンバーガーやドリンクのセット商品についても説明。例えば、消費者が「ドリンクを店内で飲み、ハンバーガーは持ち帰る」と店側に申し出ても合わせて一つの商品のため、一部でも店内飲食すれば消費税率は10%。単品で購入する場合は店内で飲むドリンクが10%、持ち帰るハンバーガーは8%となる。

長時間労働の見直し 上限設定で助成金

厚生労働省は「時間外労働等改善助成金」(時間外労働上限設定コース)を受け付けている。長時間労働の見直しのため、働く時間の縮減に取

り組む中小企業を支援する。「成果目標」の達成状況に応じ、支給対象となる取り組みに要した経費の一部を支給する。

支給対象となる取り組みは、①労務管理担当者に対する研修、②外部専門家(社会保険労務士、中小企業診断士など)によるコンサルティング、③就業規則・労使協定等の作成・変更(時間外・休日労働に関する規定の整備など)、④労務管理用機器の導入・更新など10種類。時間外労働時間数で月45時間以下かつ年間360時間以下に設定し、など3つからいずれかの上限定額を行い、労働基準監督署へ届出を行う必要がある。詳細は厚労省HP：
<https://www.mhlw.go.jp/stf/>

seisakunisuite / bunya / 0000120692.html

経営における知的財産 戦略事例集を刊行

特許庁は、「経営における知的財産戦略事例集」を刊行した。事例集は、経営層や知財担当者が、経営戦略や知財戦略の立案に活用することを目的に作成。企業の先端的な取り組みなどについて、海外企業28事例を含む全56事例を紹介。7人の経営層が、経営戦略と知財戦略の過去・現在・未来、知財への想いを綴ったメッセージも実名入りで掲載している。

「新事業創造に資する知財戦略」「経営戦略の構築・実行に資する知財戦略」などのテーマでまとめられており、従来とはまた異なる切り口でオープンイノベーションなど、多数の事例が掲載されている。
・経営における知的財産戦略事例集
https://www.jpo.go.jp/support/example/keizai-senryaku_2019.html



個人型確定拠出年金 (イデコ)

確定拠出年金には企業が主に掛け金を拠出する「企業型」と個人が加入する「個人型」があるが、このうち、個人型を「iDeCo(イデコ)」と呼ぶ。加入者が積み立てて掛金を拠出し、預金や投資信託などで自分で選んだ商品で運用を行い、60歳以降に年金または一時金として受け取る制度。運用の成果によって、将来受け取る年金額は変化する。掛け金の全額が所得税の控除対象となり、運用益は非課税となる。年金という性格上、原則として60歳まで引き出せないが、老後の資金形成に有利な設計となっている。基本的に公的年金に加入している60歳未満のすべての人が加入できる。



未払い賃金の請求期間 現行2年から延長へ

民法改正と賃金の時効

残業代などの未払い賃金を遡って請求できる期間について、厚労省は現行の「給料日から2年」を延長する方針です。2020年4月に施行される改正民法の一般的な債権の請求期限が原則5年に統一されることに対応して見直すものです。そこで今回は、未払い賃金請求の期限延長について取り上げます。

現行の民法では、「飲食料、宿泊料」などは1年、「弁護士などの報酬」などは2年、「工事請負代金、医師の診療報酬」などは3年という短期消滅時効があります。しかし、

● 給与(賃金債権)の消滅時効 ●

労働基準法

給料	2年
残業代	
休業補償	
退職金	5年

改正民法

2020年
4月から消滅
短期時効は
原則5年に統一



これらについては、「ある債権にどの時効期間が適用されるのか、複雑で分かりにくい」という声があり、シンプルに統一化することになりました。

改正法では、短期消滅時効はすべて廃止し、原則として「知ったときから5年」「権利を行使することができる時から10年」に統一されることになりました。このため、商品の売掛金債権や工事請負代金債権など消滅時効期間が5年より短くされていたものは、改正により消滅時効期間が5年に延びることになります。給与(賃金債権)についての消滅時効も民法の原則に則り5年となりました。

■ 民法改正と労働基準法 ■

一方、現在、労働基準法上では、賃金請求権の時効は「2年」とされ

ています。賃金の中には、通常の基本給や職務手当、交通費などのほか、時間外労働、法定休日労働、深夜労働など各種割増賃金も含まれます。

労働基準法は、民法の特別法(民法に優先して適用)であり、一般的に労働者にとって民法上不利な部分を補正し、労働者の権利を保護するような形をとっています。今回の民法改正では、簡単に言うくと、賃金を請求できる権利の時効が5年に延長されることになるため、特別法である労働基準法との逆転現象が起きてしまいます。

本来であれば、労働者にとって不利な点を解消するために労働基準法があるわけなので、労働基準法の時効が2年のままで変わらないのは整合性がとれません。「民法では5年、労働基準法では2年」という当初の趣旨とは矛盾することになり、労働者保護の観点からは、民法の改正に合わせて、労働基準法の賃金の消滅時効を、2年から5年に延長すべきとする方向で議論されています。

ただ、有識者からは企業負担の軽減への配慮の必要性も指摘されており、具体的な年数については、労働政策審議会ですらに議論します。年数が決まれば労働基準法を改正する方針です。

また、労働基準法の賃金の時効が改正された場合には、これに伴い、書類(賃金台帳など)の保存期間についても影響を及ぼします。

書類の保存期間は、労働基準法により「3年」と定められているため、賃金の時効が今よりも延長される場合には、それに伴って保存期間も延長されるでしょう。法改正があった場合には、誤って書類を廃棄してしまわないよう、社内規程や管理を見直す必要があります。

■ 未払い残業代のトラブル増加 ■
未払い残業代をめぐるトラブルは近年増加しています。

労働基準監督署の「監督指導による賃金不払残業の是正結果(2018年8月公表)」によると、労働基準監督署が残業代を支払うよう命じた企業数は、1870企業(前年度比521企業増加)、それによって支払われた割増賃金の合計額は、446億4195万円(同319億1868万円の増加)となっています。未払残業代は現在、大きな社会問題になっています。このような現状の中、会社にとっては、残業代の未払いが経営上の大きなリスクになっていることから、未払いの残業代が生じないように適正な労務管理を徹底していくことが重要といえます。



消費税率の引き上げと 資金繰り対策の検討

■納税資金の準備など

来月10月1日に消費税率が現行の8%から10%に引き上げられる予定です。消費税率の引き上げに伴い、納税額の増加が見込まれます。納税時の資金繰りに困らないためにも、今から資金繰り対策を検討する必要があります。そこで今回は消費税率の引き上げと資金繰り対策について考えてみます。

●消費税率引き上げの影響額●

(仮に、売上高や経費が変わらない場合)

業種：サービス業
売上：年間6,000万円
経費：年間5,000万円(うち人件費：3,000万円)(すべて税抜)
※人件費は消費税がかかりません →経費の課税対象額は2,000万円

消費税率が8%の場合

売上に係る消費税：年間6,000万円×8%=480万円
経費に係る消費税：年間2,000万円×8%=160万円
差額 = 320万円 納税額

消費税率が10%の場合

売上に係る消費税：年間6,000万円×10%=600万円
経費に係る消費税：年間2,000万円×10%=200万円
差額 = 400万円 納税額

単純なことですが、売上額は同じと仮定して、消費税が8%から10%に上がるということは、1・25倍の消費税を納税する義務が生じます。仕入れでは、8%の消費税で購入していた原材料や商品が10%になった場合、購入金額も上がります。納税額が上がると、仕入れ価格も上がるということとは、当然、資金繰りにも影響が生じる可能性があります。消費税率引き上げの機会に、資金繰りへの一層の注意が必要です。消費税の納付額は原則、売上に係る消費税が

ら経費に係る消費税を差し引いて計算します。事業者にとって消費税は一種の「預り金」であり、本来なら損益には影響なく、税率引き上げによつて納税資金に困ることはないということとなります。

また、適正に増税による価格転嫁がなされれば、理論上は資金繰りに影響はでないはずですが、本来は「預り金」である消費税も運転資金として回しているというのが、ほとんどの中小企業の実態です。そのため、本来納税に充てられるべき消費税が日々の運転資金に使われてしまい、納税時期に資金が工面できないというケースもよく見受けられます。

消費税は取引に対してかかる税金なので、赤字であっても納税義務が生じます。ぎりぎりになってから資金を調達しようとしても間に合わないこともあり、将来の資金状況を予測して、早めに資金繰り対策を行うことが大切です。

■資金繰り対策

①資金繰り表の作成

損益計算書や貸借対照表を作成するだけでは、資金状況を把握することはできません。手持ち資金がいくらあるかを把握するには、資金の動きを記載した「資金繰り表」が不可

欠です。

まずは月次や日次の資金繰り表を作成し、資金の動きを把握しましょう。資金不足が生じるような場合は、早めに融資を検討しましょう。

②回収や支払いのタイミング

資金の回収を早めたり、支払いを遅らせることができないうか検討しましょう。ただし、回収や支払いの条件面の交渉は信用面での影響も考慮してください。

③未回収債権などの確認

請求漏れや未回収の債権金額と遅延の度合いを把握し、督促をする時期ややり方も含め、社内の管理体制を整えましょう。

④適正在庫の把握

不要な在庫は資金繰りを圧迫します。調達から販売までの期間の短縮や需要予測をできるだけ細かく行い、適正な数量を整えましょう。

⑤遊休資産の管理

稼働していなくても管理維持コストや税金等が発生しています。会社の資産を見直し、未稼働や不要なものには除去もしくは売却することを検討しましょう。

また、消費税率の引き上げの機会に、資金繰り対策にあわせ販売戦略も同時に考えて、事業全体で売上・利益の確保に努めましょう。



国税庁 中小企業経営強化税制の適用範囲 ～質疑応答事例で対象設備を明確化～

国税庁は、「中小企業経営強化税制」の対象となる減価償却資産についての質疑応答事例を公表しました。

中小企業経営強化税制とは、中小企業が中小企業等経営強化法の認定を受けた「経営力向上計画」に基づき、一定の設備等を取得した場合、特別償却または税額控除が認められる制度です。

【照会要旨】

質疑応答事例による照会内容は、
①生産活動に直接供される工場や店舗、作業場等の中に設置される施設（食堂、休憩室、更衣室、ロッカールーム、シャワールームなど）に係る建物附属設備（電気設備、給排水設備、冷暖房設備など）、②工場や店舗、作業場で行う生産活動のために取得されるものでその生産活動の用に直接供される器具備品（テレワーク用電子計算機等）、ソフトウェア（テレビ会議システム等）などの減価償却資産が、中小企業経営強化税制で認められる減価償却資産に該当するかどうかというものです。

【回答要旨】

これに対する国税庁の回答では、照会の建物附属設備は、「生産活動の用に直接供される建物内に設置される施設に係るものであり、建物と一体のものとして機能していると考えられる」ことから、中小企業経営強化税制が適用される減価償却資産に該当するとしています。

また、照会の器具備品やソフトウェアについても、「生産設備である建物で行う生産活動のために取得されるものであり、その生産活動の用に直接供するものである」ため、それぞれが同税制が適用される減価償却資産に該当すると回答しています。

なお、その一方で、「例えば、同一敷地内にある食堂棟など、工場等とは独立した建物の中に設置される建物附属設備や器具および備品については、その建物は一般には生産設備に該当しない」として、これらの建物の中に設置される減価償却資産については適用除外となる考え方も示しています。

9月の税務と労務

一 税 務

- ★8月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…9月10日
- ★7月決算法人の確定申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税）
申告期限…9月30日
- ★1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）
申告期限…9月30日
- ★法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）
申告期限…9月30日
- ★1月決算法人の中間申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税）（半期分）
申告期限…9月30日
- ★消費税の年税額が400万円超の1月、4月、10月決算法人の3月ごとの中間申告（消費税・地方消費税）
申告期限…9月30日
- ★消費税の年税額が4,800万円超の6月、7月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（5月決算法人は2ヵ月分）（消費税・地方消費税）
申告期限…9月30日

一 労 務

- ★健保・厚保の保険料の納付
納期限…9月30日

新しいアイデアでそれまでの常識を変えることを「イノベーション（革新）」と言います。イノベーションによって、例えば他社では真似できない商品やサービスが生まれ、その結果、大きな利益が生まれます。▼このイノベーションという言葉は、ヨージェフ・シムペーターという経済学者です。彼はその言葉の意味を説明する際、「馬車を何台つなげて自動車にはならない」と例えかけたとしても、より速い馬車が

馬車と自動車とイノベーション

出来上がるだけです。鉄道を生み出すには、「馬と車輪」という従来の組み合わせではなく、「石炭と蒸気機関」という新しいアイデアが必要です。▼つまり、自動車をつくりたければ、馬車を改良するのではなく、乗り物そのものを変える発想の転換が必要なのです。同様に企業経営を成功させるには、これまでの延長にあるものではない、まったく新しいものをつくり出す創意工夫とチャレンジ精神が常に求められるのではないのでしょうか。